

泰日協会学校シラチャ校(シラチャ日本人学校)PTA会則

第一章 (名称および事務局)

第1条 本会は泰日協会学校シラチャ校(シラチャ日本人学校)PTAと呼び、事務局を同校内に置く。

第二章 (目的)

第2条 本会は次の目的を目指して活動する。

1. 児童・生徒のよりよい成長のために、父母と教職員が協力して、学校・家庭・社会における児童・生徒の福祉を増進させること。
2. 学校と協力して児童・生徒の教育的環境の向上を図ること。
3. 会員相互の親睦を深め、教養と健康の増進を図ること。

第三章 (運営方針)

第3条 本会は教育を本旨とする民主的な非営利団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童・生徒の心身の健全な発達を図るため、学校と緊密に連携する。
2. 学校の教育環境整備に協力する。
3. 児童・生徒の教育ならびに福祉の増進のために活動する他の団体および機関と協力する。
4. 海外校の立場を理解し、地域社会との融和を図り、国際親善につとめる。

第四章 (活動)

第4条 本会はその目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 児童・生徒の学校生活をよりよいものとするための支援となる活動。
2. 児童生徒の学習活動ならびに文化活動を支援する活動。
3. 学校の教育環境整備を支援する活動。
4. 会員相互の教養を高める活動および親睦を深める活動。
5. 地域社会との融和を図る活動および国際親善活動。
6. その他、本会の目的達成に必要な活動。

第五章 (会員および組織)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 本校に在籍する児童・生徒の父母またはこれに代わる者。
2. 本校の教職にあるもの。
3. 本会の入会は児童・生徒の入学および教職員が本校に赴任した時に会費を納入することにより入会できるものとする。
4. 本会の退会は児童・生徒の卒業、退学および教職員が退職した場合等において退会するものとする。ただし、児童・生徒の卒業、退学および教職員が退職した場合は、自動的に退会するものとする。

第6条 本会に次の役員と部及び委員をおく。この役員を持って役員会を構成する。

本部

会長：1名 副会長：男1名 女若干名

書記：若干名 会計：若干名 顧問：若干名(校長、事務長他)

各部：本部に次の各部をおく。総務部、広報部、バス部
バス部の下部組織としてアパート代表：代表 1名他をおく。
委員：会計監査委員：1名、卒業管理委員(小6、中3)：若干名

第7条 役員及び委員の職務と権限は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 会長は総会及び役員会を招集する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に支障ある時はその職務を代行する。
4. 会計は、総会にて決定された予算に基づき、会の会計事務を処理する。
5. 書記は、総会、役員会、その他重要会議の議事を記録し保管する。また、役員会事項および総会事項書の作成を担当する。
6. 各部役員は、部長を中心にそれぞれの活動に当たる。また、各部の企画において事業が行われる場合、必要に応じて、他の部員もその事業執行に必要な職務を担当する。
7. 卒業管理委員は、卒業アルバムの企画・作成、児童生徒の卒業に関する活動に当たる。
8. アパート代表は、各自のアパート及びモントリー社との連絡取りまとめを行う。

第8条 本会の部会とその担当事業は次の通りとする。

- 本 部：役員会の取り纏め、外部団体との折衝及び交渉、国際親善活動、次期役員選出活動、その他
- 広 報 部：P T A活動に関する広報宣伝活動、その他
- 総 務 部：地域との融和を図る活動および児童生徒のための福利活動、その他
- バ ス 部：バスの円滑な運行に資する活動、バスの安全対策等の企画運営活動、その他

第9条 本会の役員及び委員の任期は次の通りとする。

1. 役員及び委員の任期は原則 1年とする。ただし、再任は妨げない。役員の職務開始は、4月 1日とするが、正式承認は5月の総会にて行われる。委員の職務開始は、それぞれの選出後適宜とする。
2. 役員及び委員が、転勤、転居等、やむを得ない理由で会員でなくなった場合、会員の中から欠員を補充し役員会にて承認を受ける。この場合の任期は、原則として前任者の残りの任期とする。
3. 役員会の承認があった場合、欠員の補充を行わないことがある。

第10条 本会の役員及び委員の選出は、次の方法による。

1. 会長および副会長（男性）は、自薦または前任者および会員よりの推薦を受けて立候補し、総会にて決定する。立候補者が定数を越えた場合、投票により決定する。
2. 副会長（女性）は、他の役員同様の選出方法を経て決定し、総会にて承認を受ける。
3. 役員は、役員選出手にて選出し、総会にて承認を受ける。
4. 卒業管理委員は、各学年にて人数を協議・選出する。
5. アパート代表は、各アパートの利用者（保護者）にて協議・選出する。バス代表者説明会は、バス部が管掌する。
6. 会計監査委員は、役員会にて選出し、会長がこれを任命する。

第六章（会計）

第11条 本会の経費は、会費、その他の収入をもって、これにあてる。

第12条 会費は教職員と、児童生徒一人当たりを単位として徴収する。教職員で保護者に当たるものは、当人の会費は免除される。

第13条 本会の会計は、予算、決算、共に総会での議決、承認を得なければならぬ。

第14条 本会の会計年度は、4月1日より3月31日までとする。

第15条 会員の慶弔に関する規定は、役員会により別途定めるものとする。

第七章（会議）

第16条 総会は、全会員によって構成される本会の最高決議機関である。

第17条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は年度初めに年1回開催する。
また、臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の過半数以上の請求があった時にこれを開催する。

第18条 総会の議決は、会員の家庭数を単位として行う。議事の決議は、委任状を含め家庭数の過半数以上の出席がなければ、これを行うことができない。

第19条 総会の議決は、出席者の過半数以上の賛成をもって可決とする。賛否同数の場合は、会長がその可否を決する。

第20条 総会は、会員全員が参加でき、且つ、議案に対する質問・議案への賛否の意思表示ができる書面決議やウェブ会議システムを使用して行うことができる。この場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。議決権行使書の未提出及び白紙提出は、賛成に含むものとする。

第21条 総会の招集は、招集通知を手交、郵送、またはオンラインを利用して送付する方法等による。

第22条 役員会は、総会における各部の事業計画、その他重要事項の決議、承認等を受け、これを執行する機関である。また、執行の細目についての決議が必要な場合等は、総会に次ぐ機関としての決定権を持つ。
この役員会の招集は、定例、臨時、共に会長の招集によるものとする。

第八章（会則の制定および改訂）

第23条 本会則の制定、改訂は、総会の決議によらなければならない。

第24条 細則の制定は以下の通りとする。

1. 会長は役員会の承認を得て、この会則の施行に関し必要な細則を定めることができる。
2. 細則を制定あるいは改廃した場合には、その結果を次期総会で報告しなければならない。

2009年 6月18日制定
2010年 5月22日一部改定
2011年 5月21日一部改定
2012年 5月19日一部改定
2014年12月 3日一部改定
2016年 5月12日一部改定

2017年11月25日一部改定
2020年 9月 1日一部改定
2021年11月 8日一部改定
2022年 6月 2日一部改定
2023年 6月 1日一部改定